

十九八七	六	五	四	三	二	一	人基年〇
初利発発	振額最	發	用振	の法發号名			向づ基財
期率行行	替低	行	等替	條律行稱			平けき務
利価日	単額	額	法	項及の	及		成国債
子格	位面	金	の適	び根	び		二令告
				そ拠	記		示第
平年額	平整記	振	一四額機適下	（社）九二の施東年個			年行の三
成〇面成數載替	万十面	用一	平債條十	確策日人向			十条四八發百
二・金二倍又法	八金は	を振成	第三保	本へ向			二件年行九
十〇額十のはの	万額日受	替十株	四年に実大震	第二利			月等十等
五七百四金記規	円で本け法	三式項	法関施震	大臣			六月次第に三
年パ円年額録定	四銀る	一年等	律すす災付				四月次第に四
五しに十にはに	百行もと法の	第るるか九國					条の十條する
月セつ一よ、よ	三とのい律振	百特たら回					と五第省
十ンき月る最る	十すとう第替	十別めの債					城島りに四令
五ト百十も低振	八るし。七に	七措復券					告發項（
日円五の額替	億。、一十關	号置必興					正光示行の平
を支	七その五す	（法要の固					する規定十
す金座	千の規号る	（第へなた定					。個に四
払期	八振定。法	六平財め・					
	百替の以律	十成源の三					

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \\ \hline 100 \\ \hline 0.07 \\ \times \\ \hline 2 \end{array}$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2 - 受入経過利子に相当する金額 ) におれば、収入総利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算玉結果に田未満の端数が

円生じる。満たない場合は切捨てとし、一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債に相当する年財務省令第六十八号（平成四十年十二月三十日付）第44条の規定する（次号に記載のとおり）と同一である。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.07}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

---

365

(二) 平成二十六年五月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 ×  $\frac{7.9 \cdot 685}{100} \times 2$

十七 中途換金

市都二昭村相む障十和け前  
の市百和（続。害者）に五ニ特人  
とあ十ニ別が扶養信託契約の  
する。は含みその居住する市町（  
は、十九第一項に規定する特別  
当該市又は当該市指定第一項の  
の区域において、

災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかる損害と引き換えに、平成二十一年五月十日までに該個人が該債券を有する者には、当該個人が該債券を購求することにより算出した金額とする。

(一) 平成二十五年五月十五日から平成二十五年十一月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$ ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十一年五月十五日前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )